

1. 件名：浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（組織変更）に関する事業者ヒアリング（2）
2. 日時：令和2年7月3日 10時00分～11時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門

止野上席安全審査官、塚部管理官補佐◎、御器谷管理官補佐◎、加藤主任安全審査官

事業者：

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 品質保証グループ グループ長 他9名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

- ・浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料（確認事項に対する回答について）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。
0:00:03	排水ますでしょうか。
0:00:08	いいんですよね。
0:00:10	はい、よろしいでしょうか。私は原子力規制庁のシノでございます。それではただいまから浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請に係るヒアリングを開始をいたします。
0:00:26	等をICレコーダーによって録音をして公開するということですので、ご発言にあたりましてはまずは御所属とお名前を発言いただいてから発言をしていただくようお願いをいたします。
0:00:43	それではですね、まず本日の配付資料につきまして、その下、出席者ですか。
0:00:50	出席者道半ばであります。すいません失礼しました。まず修正本日の原子力規制庁側の出席者についてご連絡いたします。
0:01:01	まず、ここ原子力規制庁の本こちらのほうに本庁のほうにはHRA審査部門のシノとカトウが出席しております。
0:01:13	あとウェブで次長ある審査部門のツカベ、あとミキヤが参加をしております。
0:01:22	それでは中部電力の方から本日の出席者のご紹介並びに配付資料の確認をお願いいたします。
0:01:32	はい。
0:01:34	うん、はい、中部電力ミツオカですね、本店からは品質 10 グループの三浦グループ長と私ミツオカが出席しています。
0:01:45	東京支社はカワハラカチンと鈴木副長が二名が出席しております。
0:01:53	浜岡発電所の運営は、
0:01:58	もしくは、
0:01:59	サクラギ着、
0:02:02	家庭課長から総括管理官からシノハラ市長、
0:02:07	はい。そっち管理課から鈴木部長。
0:02:11	廃措置計画からハヤシ副長原子力安全グループからヤマザキ福祉とマツオカ主任の
0:02:19	6 名が出席しております。
0:02:22	本日の資料ですけれども、表紙に幅原子力発電所原子炉施設の変更認可申請書補足説明資料とかが書きで確認事項に対する回答について、ということで、議題をつけております。
0:02:36	人アドリブページものの説明資料となっております。
0:02:41	出席者と説明資料については以上です。

0:02:47	はい、原子力規制庁の志賀です。配付資料について、過不足等皆さんないでしょうか。
0:02:57	よろしいでしょうか。
0:02:59	はい。
0:02:59	それはどうぞ。
0:03:03	ただ、大丈夫です。お願いします。
0:03:06	はい。
0:03:08	それでは配付資料に基づいて中部電力から説明をお願いします。
0:03:15	はい。それでは中部電力法定の現象古い証書グループのミウラかもさせ、
0:03:21	本日は浜岡原子力発電所の減少してるとこだけ変更認可申請書に関して御説明っていう方に振り替えますございます。
0:03:31	ちょっと資料に基づきまして、確認事項に対する回答について説明させていただきたいと思います。
0:03:38	説明がこの方からあれ実施させていただきますのでよろしくお願ひいたします。
0:03:46	はい、中部電力シノハラです。
0:03:49	では資料順に説明させていただきたいと思っております指定確認事項について一つ一つお話をしていきたいと思ひます。
0:03:58	1枚めくっていただいて、1ページ目。
0:04:03	確認事項1でございます。
0:04:05	確認事項といたしまして平成29年5月に廃棄物減容処理装置建屋台紙建屋地下二階において放射性物質を含む堆積物が確認された事象について、
0:04:18	今回の業務文書の変更が当該事象の是正措置に影響がないことを説明すること。
0:04:23	今回の業務分掌変更によっても対策が計画かつ形骸化させず着実に実施していくことを説明すること。これが確認事項でございます。回答といたしまして、平成29年5月に廃棄物減容処理装置建屋大建屋、
0:04:39	地下二階において放射性物質を含む堆積物が確認された事象につきまして、
0:04:44	再発防止対策としては以下の対策を実施しております。
0:04:49	これらの対策につきましては、運転管理に関するものは業務分掌の変更前後と廃棄物管理課が継続して行い、施設管理に関するものは、設備保全課を含めた出荷管理を行う全部署が対策を行うこととしており、
0:05:03	本業務分掌変更後においても総会事象の再発防止対策は形骸化せず、確実に実施していきます。
0:05:12	そのあとですね、対策のですね実施状況として三つほどまとめております。

0:05:19	で設備の用意の時運転管理に関するもの。
0:05:23	洗浄ドレン受けタンクから建屋内排水系への排水を防止するため、洗浄ドレン受けタンクからの排水弁を常時閉運用とすること及び洗浄ドレン受けた国内の残水を建屋内排水系に移動排水する手順を削除することを持ち、
0:05:38	運転管理に関する社内規定に反映して運用しております。
0:05:42	それから二つ目設備の要員の自主管理に関するもの、こちらですね洗浄ドレン受けタンクの点検時には、タンク内の残水を仮設設備による別のタンク等に相当することを説管理に関する社内規定、
0:05:57	これはですねいわゆる書き方としましては、社内規定の班員の仕方としまして、また原子力発電所の施設管理を実施する全部署が充実するような形。
0:06:09	反映して運用しております。実際に注釈がございますが、具体的にはですね社内規定にですね、後継附属も排気を建屋内排水系排水しないという建家な解析全般に対する要求としております。
0:06:25	それから三つ目の運転操作の要員に関するもの、こちらにつきましては刑法転倒時における廃棄物管理拡張及び課長の役割と権限廃棄物管理課副部長から課長への報告事項及び課長の確認、判断すべき事項を
0:06:41	社内規定に明確化するとともに、警報処置手順書に措置を実施するための具体的な運転操作手順を反映して運用しております。
0:06:50	また運転操作手順書の中央法に関する記載についても、
0:06:54	社内規定に明確化をし運用しております。
0:06:58	さらに廃棄物管理課副町長、それから協力会社社員への教育訓練についても記載して継続実施しております。
0:07:07	その次のページがですね、当時のですね、当社の発電を減少施設故障等報告書からですね、再発防止対策をこの表の左の欄に転記しましてええと、右欄に今回の業務所掌変更後の
0:07:25	再発防止対策の実施状況について書いてございます。
0:07:29	ちょっと一つ一つ読み上げると時間がかかりますが、設備の要因に対する再発防止対策については、運転管理に関するものは相変わらず廃棄物管理貸さない規定の遵守する、それからアート施設管理に関するものは、先ほどお話ししましたように、
0:07:47	施設管理を実施する税務署が遵守する社内規定に反映して運用していくようなことが書いてございます。
0:07:53	あとそれからちょっと(2)のですね、運転操作の要員に対する再発防止対策がZOAからこの記事の提示まで来までですねございますが、これらにつきまして、各々警報処置手順書に反映とか、その他社内規定に反映して、

0:08:13	これは継続してですね業務と変更後も継続して廃棄物管理課が手順書を遵守して再発防止策に青実施していくということになってございます。
0:08:24	以上をもちまして等、
0:08:27	確認事項 1 の御説明を終わりました。
0:08:31	ここで何かご質問があればと思います。
0:08:36	以上です。
0:08:39	原子力規制庁の品田です。説明について最後まで説明をしていただいた後に質疑応答という形にさせていただきたいと思いますので、引き続き説明をお願いします。
0:08:53	はい、中部電力シノハラです。はい、わかりました。でありましたら、じゃあ次は 4 ページのですね、確認事項の 2 のほうに参りたいと思います。
0:09:04	確認事項の 2 市確認事項でございますが、第 2 編 5 条、保安に関する職務の価格 8 として、廃止措置工事課長は減少施設の廃止措置に係る工事管理に関する業務
0:09:19	施設運用管理の総括に関する業務及び施設管理に関する業務、土木課長及び建築課長が所管する業務除くを行うとの記載があるが、ここで有施設運用管理と第 1 弁の設備保全課長が行う施設間の違いは何か。
0:09:38	同一業務映画複数部署の業務として記載されていることにならないか。これが確認事項でございます。
0:09:46	それに対する回答でございますが、保安規定第 2 編におきまして廃止措置工事課長の職務の一つである施設運用管理とは不安定第 1 編の運転管理に相当する業務であり、具体的には 1 号炉及び 2 号炉の中央制御室における
0:10:04	監視廃止措置対象施設の巡視設備の運用操作警報発生時の対応操作等である。
0:10:11	保安規定第 1 部におきまして、設備保全課長の職務の一つである施設管理とは、プラントの運転に関わる設備の機能確認維持または向上させる活動である。
0:10:24	可燃性固体廃棄物焼却炉を例に挙げると可燃性固体廃棄物焼却炉の点検や修理を行い、
0:10:31	その機能確認維持または向上させるための活動である。
0:10:36	主管の総括に関する業務については、保守管理課が運転段階にある 3 号 4 号、5 号炉に係る発電用現象施設。
0:10:45	1 号にボルトの教育施設も含めてでございますが、施設管理にの総括に関する業務
0:10:53	ただしですね設備はず保全課長が行っております保全の総括に関する業務除くを行っております。

0:11:00	また、廃止措置工事課が廃止措置段階にある1号炉及び2号炉に係る発電を減少施設の施設管理の総括に関する業務を行っております。
0:11:10	従って、同じ施設に対する同一業務、これは施設間の総括のことですが、複数の部署で実施しているわけではありません。
0:11:20	なお減少施設の施設管理につきましては、複数の部署が設備ごとに分掌していることから施設管理の総括部署を設けております。
0:11:30	こちら側の確認事項の2でございます。
0:11:33	引き続きまして5ページ目。
0:11:37	確認事項の3でございます。
0:11:39	説明している荷重廃棄物管理課の要員を設備保全課に移管するとの記載があるが、12号炉の廃止措置作業、これ廃棄物減容処理装置の運転等を含んでございますが、影響を与えないか。
0:11:54	そういう確認事項でございますがこれに対する回答。
0:11:58	といたしまして、12号炉の廃止措置作業については廃止措置計画がその計画を策定し、再措置工事が工事管理に関する業務
0:12:07	施設業界の総括に関する業務及び施設管理に関する業務、括弧ただし土木課長及び建築課長が所管する業務除くということでございますが、これを行っております。
0:12:21	廃棄物管理課は、放射性固体廃棄物の管理及び共用施設である廃棄物減容処理装置の意見を行っております。
0:12:30	また訓練号炉におきます廃棄物管理課の業務は、放射性固体廃棄物の管理並びに共用施設である廃棄物減容処理装置の運転及び施設管理に関する業務を現在行っております。
0:12:44	今回の業務文書の変更はφ措置号炉である12号炉と運転ごろであります3号炉の放射性固体廃棄物の管理。
0:12:52	並びに共用施設であります。はい次廃棄物減容処理装置の運転及び施設管理に関する業務これら廃棄物管理課がやってる業務のうち、施設管理に関する業務のみを廃棄物管理課から必要な要員とともに、設備保全管理に関するものでございます。
0:13:10	業務分掌変更のうち廃棄物管理課が行う放射性固体廃棄物の管理及び教育施設或いは廃棄物減容処理装置の運転と設備保全課が行う施設管理に関する業務については、統合に連携し、業務を行うことから放射性固体廃棄物の管理。
0:13:27	及び共用施設である廃棄物減容処理装置の運転に支障は生じません。

0:13:33	また、廃棄物管理課においては、これこれ今の業務所前の話でございますが、2 放射性固体廃棄物の管理廃棄物減容処理装置の運転施設管理に関する業務で、この別の要員を充てておりますので、今回の業務へ文書変更で、
0:13:51	設備保全管理に関する要因は習慣に関する業務を行う要員のみでこれを移管する予定でございます。
0:14:00	以上が確認事項の 3 でございます。
0:14:03	続きまして 6 ページ目。
0:14:06	確認事項の 4 でございます。
0:14:08	施設管理とはどのような業務を指すのか。
0:14:12	本店との線引はどこでそれぞれの部署はどこまで責任を持つのか。
0:14:18	これに対する回答といたしまして、施設管理とはプラントの運転に関わる設備の機能を
0:14:25	確認維持または向上させる活動でございます。
0:14:29	可燃性固体廃棄物焼却炉を例に挙げますと可燃性固体廃棄物焼却炉の点検や修理を行い、その機能を確認維持または向上させるための活動が今回の変更で設備保全課の所掌とする。
0:14:45	施設管理業務であり、可燃性固体廃棄物の処理計画を立て、それに基づき、可燃性固体発揮廃棄物焼却炉運転するのが、廃棄物管理課が所掌する運転業務であります。
0:14:58	以上が確認事項の 4 でございます。
0:15:01	以上、説明は以上でございます。
0:15:08	原子力規制庁の品田です。説明ありがとうございました。
0:15:13	それではただいまの説明があった事項について、確認等ありましたらお願いいたします。
0:15:29	統合原子力施設のツカベです。よろしいでしょうか。
0:15:34	はい、お願いします。はい。
0:15:38	確認で項の 2 については御説明わかりましたそのオペレーションと今メンテナンスってということで、それぞれ用語が違いますということはわかりました。
0:15:49	して確認事項の 3 のほうですが、
0:15:54	2 行目で、廃止措置計画しか
0:15:58	の業務として、施設運用管理の総括に関する業務及び施設関係施設管理に関する業務
0:16:10	と書いてあるんですが、ここを保安規定上は、施設管理ではなくて保守管理と書かれているんですが、兵庫県としては、
0:16:20	ほぼ同義だから違う言葉を使ってるという理解でよろしいでしょうか。

0:16:33	従来措置計画からですね、計画課の業務で、
0:16:42	計画の策定に関する件。
0:16:45	はい。
0:16:47	工事期間は、施設管理になっていて、
0:16:51	なし。
0:16:52	説明すいません計画課の方で呼んでいました。はい、わかりました。
0:16:59	のかなと施設間、
0:17:07	そうですね工事課長のところが工事課長になってました工事課長のところが、
0:17:12	保安規定上の表現だと。
0:17:16	施設運用管理の総括に関する業務及び保守管理に関する業務と書いてあって、今こちらの誤開とこだとか、設備運用管理の総括に関する業務及び施工管理に関する業務と書かれているので、
0:17:36	使ってる要綱が
0:17:40	違うと思うんですが、
0:17:43	中部電力のヤマザキの
0:17:46	RPTな人間の反応度 4 ページの
0:17:54	もうご覧になってると思うんですけども、この(8)ですよ。
0:18:00	はい。
0:18:03	この患者さんですけれども、上段のページの上段にある第 100 校、すいません私が見てんの古いんですかね。
0:18:13	あと、今、わかりました。
0:18:17	はい、わかりました。
0:18:20	確認事項 3 の 2 行目の話はそれでわかりました。
0:18:24	切手後そもそもの確認事項 4 になるんですが、そもそもの施設管理という言葉、
0:18:34	今ここで書かれている定義は、これは何かそのもととなる。
0:18:40	定義がどっかでなされている表現でしょうかというのが一つ目の質問です。
0:18:49	この部分はあるんじゃない。
0:18:54	お願いして、
0:19:00	すぐでなければいいんですけどそれと瀬今回その炉規法が緩慢規則ですね、規則改正されて、施設管理という言葉が法令用語として、
0:19:14	実用炉則で定義されてしまったと思うんですが、そつPETの関係で、
0:19:20	何か工夫は要らないですかという、
0:19:27	僕はその次の質問というかコメントなんですが、
0:19:34	中部電力の川崎ですけれども

0:19:37	まず一つ目は、ちょっとガイドの名称ではないですけど、映像のガイドに記載されている施設管理農協がその点、
0:19:48	結果を示しているかっていうのをして、
0:19:52	まず、
0:19:54	その場合は調べます。はい。
0:19:56	一つ目の規則の本市は、所入れましよう起こし管理を基本的にはもし決断に書いて一部設計の
0:20:08	だけど、もちろん切断に回避できるので。
0:20:13	一番右に基づく特別の辺りがいると思っないんですよ。
0:20:20	私も考えて、
0:20:23	規模はちょっとコメントいただければ、無所属お願いしたいんですが。
0:20:28	わかりました系統そこで今この回答で施設管理をする若干すごい抽象的な書き方をしている、
0:20:38	それが、
0:20:40	今炉規法で
0:20:41	定義されている今の機構上はその設計とか工事巡視点検検査その他の施設管理ってのはかなり広い範囲を施設管理として定義されていて、
0:20:54	津設計とこませもともと設計が入るから施設管理という言葉に変えたんですけど。
0:21:00	堰系は多分、今、事業者さんが言われているというものに施設管理には入ってないと思いますし、
0:21:09	このフェンス検査審査遵守とか、もう
0:21:15	入ってるかという、
0:21:17	ちょっとわからないですし、用語の定義が違うことによって表しているものが、
0:21:25	違ってしまっていないですかという、
0:21:30	中部電力ミツオカです。先ほど山崎から説明だったのがガイドなんですけれども、あの設計基準はちょっと長いに合わせましたけれども、本運用ガイド、
0:21:43	実態があります。それでフェアっていうのはボランティアは第9章に入って設計監理とか作業管理も含めて非常に施設管理についてによりまして、
0:21:55	正確に言えば、代休生じ種々たらずべてが整備管理になるんですけども、ちょっとこの資料の中にはちょっと簡単にまとめようということでこういう書き方にしておりますけれども、具体的には保安規定第9章に、
0:22:12	ただ、
0:22:13	ちょっと全体が必要となります。
0:22:17	規制庁ツカベです。わかりました。では

0:22:21	ちょっとまた若干わからないですけど、そこから
0:22:26	ちゃんと繋がっているガイドの提示をもととは引いて書いてますと、
0:22:34	その1番目のほうはわかりましたって2番目の方で施設管理を行うという、例えば、
0:22:44	廃止措置を実行波長が施設管理に関する業務を行うと書いた場合に、その3件のものまで、
0:22:53	やることになっちゃってないですかというのが、
0:23:00	一つ目の質問です。
0:23:03	一つで排出装置PARの交流会我々施設課に1502ヶ所になるものするかもしれませんが、原子力規制庁の加藤ですが、自動音声毒はしてた録音しておりますので、
0:23:21	発言される場合は、名前と所属と名前を挙げて発言をしたりしていただいて内輪で下の開発する場合はマイクを切っていたかかないと全部の総入ってますので注意してください。以上です。
0:23:37	はい。
0:23:45	原子力施設の方が皆さんの話を整理しちゃいましたが、先ほどなどツカベの各確認事項について、体制の中部電力側から回答お願いします。
0:23:57	ていう電力の話でございます。湧永支部管理というこの言葉ガードを希望の方であろう。
0:24:07	定義されているというふうに伺いました。
0:24:10	こちらのたければ、施設管理といった文言になってるかも動かせただければと。
0:24:20	原子力規制庁のツカベです。原子炉棟／実用炉規則の81条になると思うんですが、
0:24:31	こちらでは、発電用原子炉施設の保全のために行う設計について、
0:24:39	巡視点検検査その他の施設の管理。
0:24:46	括弧以下施設管理という
0:24:49	と書いてあります。
0:24:55	ヒューリックの林でございます。確認いたしました。実際に事故の方で自立しているのが設定以降に、
0:25:05	それから電源だ。
0:25:07	そういった形で、これについて、特にここが広がって走時以下の積極的な役割というものが生まれると。
0:25:20	規制庁のツカベです。わかりました。ではあの確認事項の4の説明だけが少し正確でないかもしれないということだと理解しました。

0:25:36	はい。
0:25:38	以上です。
0:25:48	平素規制庁の加藤です。ミキヤさんのほうは何かってます的とありますか。
0:25:57	回復にありません。
0:26:02	ミキヤです。すいません。
0:26:06	原子力規制庁の加藤です。私の方からですね確認事項の2ですね、お子さんに関して2点ほど確認したいと思います。まず確認事項でいいと。
0:26:21	当然
0:26:23	四角で困われた部分で新施設管理に
0:26:30	工事課長は静止後で、途中飛ばしますけれども説管理に関する業務、括弧土木課長へ及び建築課長は所管する業務を除くとなっておりますけども、ここで、今回
0:26:45	廃止措置葉っぱの本会にそれぞれの変更されている。
0:26:54	設備保全課長の方に移管された業務、これも施設管理だと思うんですけども、この括弧書きで土木課長及び建築課長を除くってなってるんですが、これも同じように今回変更される。
0:27:11	設備。
0:27:13	保全課長ですからそれは入れなくていいんでしょうか、まずそれが1点です。
0:27:21	組んでいかなければ駄目店舗
0:27:32	はい。
0:27:34	1、
0:27:35	中部電力のヤマザキですけれども、
0:27:39	第1弁の人もいるので、引き下げいいと思ってますよ。
0:27:49	。
0:27:49	計測設備の確保について、今の回答ですと意見等は4ページの今回確認事項の回答は第2限度内容なので、第1編の何だった今回の変更がない線の建設業保全課の方に
0:28:06	それは余談で第2のほうには特に反映する内容ではないと、そういう理解でよろしいでしょうか。
0:28:15	県民局のヤマザキでその通りです。
0:28:20	はい。
0:28:30	原子力規制庁の活動ですかともう1点ですね確認事項3のほうで、同様な
0:28:40	専門家始まった。

0:28:42	こちらの方にもですね廃止措置工事期間が施設管理に関する業務というふう に書かれてますが、これも2年なので、要は1点での変更は関係ないです。 そういう理解でしょうか。
0:29:00	はい、中部電力シノハラでございます。その通りでございます。
0:29:09	はい。
0:29:10	はい。
0:29:12	もう1点です。
0:29:15	原子力規制庁の止野です。確認事項の1について質問があります。
0:29:23	再発防止対策の実施状況として三つの丸が1ページ目に記載をされているか と思います。
0:29:32	節病院のうちに運転管理に関するものの一つ目の丸と三つ目の丸は、運転に 係るものなので、現状も廃棄物政府管理課がやっているの、その上部所 長の変更はなくて、
0:29:47	二つ目の丸の施設管理に関するもの、ここに関して、今回業務の処分社長が かわるという理解でまずよろしいですか。
0:29:59	中部電力シノハラです。はい、その通りでございます。
0:30:03	原子力規制庁の止野です。わかりました。二つ目の丸については社内規程に 書いてあって運用しているから、問題ないという理解なんですけど、その点検 時にこういうその別のタンクに移送。
0:30:19	するとかってというのは具体的なその中身の引き継ぎみたいなものっていうの は、進もう手順に書いてあるから、もうそこは何もしないっていうふうにも読め るんですけど。
0:30:31	そこはきちんとそのコミュニケーションの中で、こういったことがちゃんとか規程 に書いてあるから、ちゃんとそのとこをやるように引き継ぐような仕組みがなさ れているのかということを説明してください。
0:30:53	そう。
0:30:56	はい。
0:30:57	はい。
0:31:01	その前に
0:31:03	はい。
0:31:05	引き続き、ここで、このページ繰ってくれる。
0:31:13	はい。
0:31:17	はい。
0:31:20	はい。

0:31:22	中部電力のサクラギでございます。今のご質問でございますけども、私ども社内規定の中にですね、今回施設管理ということで、閑空の内容物総括だとかそういった点検作業、
0:31:39	を行う場合の手順としてですね、停留所をつくって、どのように実施をするのかといったところをですね、あの作業側からコンテナは放射線管理区域がある部分ですね、通知して作業を進めると。
0:31:59	言ったことで、社内規定を定めております。
0:32:06	いや、
0:32:11	はい、原子力規制庁の止野です。その運転側に通知をしていた多分所掌が変わることになると思うんですがその引き継ぎについてどうするかというような形でなされるのかということを質問しています。
0:32:25	。
0:32:27	中部電力のサクラギでございます。この作業の引き継ぎにつきましては、作業手続きという決議がございまして、その中で、書面をもってですね。引き継い得る実際ます。
0:32:52	はい。原子力規制庁の止野です。ここでは社内規定に反映して運用してますということだけしか書いてないんですけども、こういった作業についての引き継ぎ要は具体的には廃棄物管理課から設備管理下にこういった
0:33:10	失点系今回だからタンクの点検時には男性用別の担当に増することとかっていう話は別途文書で引き継ぎがなされるということで理解してよろしいですか。
0:33:25	次に、
0:33:28	サクラギでございます。今の理解ですとちょっと二次元違いまして、私どもが作業を行う施設管理を行う部署がですね。共通的にファンネル社内手引きを用いて作業を今後、
0:33:45	継続してますと、その中に、そういった三番から実装するだとかいった作業が発生したときに、同様の社内規定に従って作業をしますと、
0:34:00	いうことを規定してるものですから、廃棄物管理課さんから設備の設備保全課に移管してもですねその作業が発生した時点で働いてに従って作業を各関係部署に手続きを
0:34:20	実際作業を進めるというバブルが共通的に使われるので。そこはさらに出る算術的というところですよ。
0:34:32	10 電力本店ミツオカですね、多分質問と回答ちよっとかみ合っていないのかなという気がするんですけども、今のサクラギいいか、さっき説明されたのは、現在の運用と、それは組織替えてくるのか、どうなりますかっていう8 説明だと思わんですけども。

0:34:52	いろんな移管は 10 月 1 日まで 3 ヶ月ぐらい先の話ではなくて、それに向けて引き継ぎっていうのは行われるわけですし、その機器の中ではどういう形でやる方が当然この 3 方策の実施についても、
0:35:08	言われるというふうに
0:35:10	思うんですけども、
0:35:13	夜の見直しの前に行われる引き継ぎがどうかというご質問だと思うんですね。
0:35:19	それについてどういうふうに考えてるかということの説明すればいいかと思えますけど。
0:35:41	農業者のままです。
0:35:44	今のミツオカたのかで説明しており、必ず移管するときには、引き継ぎ書って引き継ぎのための手続きが行われるはずで、それにどう書かれていつかべたっていうのは存在けれどもで、
0:35:59	その辺をちょっと答えてもらえばいいと思うんですけども。
0:36:03	はい。
0:36:05	中部電力の廃棄物管理課の鈴木です。
0:36:10	今おっしゃられたの引き継ぎという観点で言いますと、この例えばこのタンクの残水を別のタンクに移送するという行為にさ
0:36:22	社内規定でレートルール化されてますので、その設備移管に伴ってそのルールを引き継ぐということではなくて、それは今までも廃棄物管理が再もしくはの設備保全課両方共通使ってますので、
0:36:38	そのルールを引き継ぎということ
0:36:41	まず発生しないということ。
0:36:43	その理解ですか。
0:36:46	5 時過ぎトイレが過去にこういうことを経験しているので、こういう先がやっぱり気をつけて実技をするんでしょうか。その話をされると思うんです。
0:36:58	原子力規制っていうか、原子力規制庁の止野です要はその
0:37:03	ルールに書いてあるから、こういった過去に起きた事故を一つなんたら何らかの形で引き継ぐ必要はないみたいに読めるんですけど。
0:37:15	そうではなくて、何でこの社内規定にこういったことが書いてあってるのかっていうことも含めて、
0:37:23	ちゃんと引き継ぎがなされるのでしょうかということ聞いてます。
0:37:32	必要ございます。広がりそういろいろ
0:37:37	はい。
0:37:47	はい。

0:37:48	もう1点。
0:37:50	一方、
0:37:53	いや、
0:37:54	希ガス、
0:37:57	やる。
0:38:00	中部電力シノハラでございます。
0:38:03	この件につきましてですね、このニューなどの放射性物質の堆積物の点があって社内規定を変えたわけでございますが、要は施設管理の規定に反映してあるんですがその施設管理の規定の後ろのほうに、
0:38:23	参考情報としてですね、このルールを追加した経緯として、この堆積物の事象があったというそういうふうな情報を常に入れ込んでございます。
0:38:34	その他ですねこのような不適合に係るものその是正というものはですね。所内共有のシステムでみんながアクセスできるようになっておりまして、その辺のルールを変えたという背景がですね、すでに施設管理をやる全部署に共有されております。
0:38:52	そういう点で現時点ではですね、今回の業務分掌の引き継ぎの中にあえて特別な注意事項ということで入れる予定は今しておりません。
0:39:05	はい。
0:39:08	当原子力規制庁の志賀です。文書で出せているつもりはなくて御説明の中で分社で引き継ぐってお話があったので、そういったことをやるんですかって聞いたんですよは、そういったその管理が
0:39:25	変わるわけですね、管理が変わることによって、こういった再発防止対策に関することもきちんとコミュニケーションの中で引き継ぐことをちゃんとやるんですよねと聞いてます。
0:39:50	ことによって、
0:40:07	中部電力シノハラでございます。
0:40:11	ですね、文書の引き継ぎ書はドイ設備の目録とか、そういったものが今考えてるところでございます。ただこの事象については先ほどもお話ししました通り主催の防災の規定等社会
0:40:28	ラドに背景も書いてあるということ。それから文書でないコミュニケーションのところで当然話があんするつもりであると同時にですね、今のところ予定しているですね業務移管で設備保安全管理移動する要員がですね、実は即そのまま
0:40:45	その情報持って設備を保安全管理ということでございますのでWet引き継ぎ層の中の目標の中にこの事象があったよっていうのを入れるのは、今考えておりませんが、文書によらない、情報伝達っていうのは当然なされるというふうに考えております。

0:41:09	わかりましたから、今保守管理をやってる人がそのまま基本的には施設管理のほうに移動するので、そういった再発防止対策の情報もきちんと引き継がれますっていいですか。
0:41:28	中部電力シノハラでございます。本当にでございます。
0:41:36	はい、わかりました。ちょっと1ページ目の記載が社内規定に書いてあるから、何も言わなくたって当然守られるものだよねみたいな記載ぶりのように見えたので、そうではなくてちゃんとそういったその一つ一つというか教育というか、そういったことも含めて、
0:41:53	ちゃんと移管されるということをだと私は理解しました。
0:42:01	以上です。
0:42:04	はい。
0:42:06	つちゆシノハラでございます。ありがとうございました。以上です。
0:42:13	原子力規制庁の加藤です。すいません、先ほどの確認事項3に関してですねもう一度確認したいんですけども5ページ資料の5ページなんですが、先ほどの回答だと、そのまま来年には関係ないというような旨の回答だったんですけども、
0:42:31	この5ページの回答の3パラ目に、今回の業務文書の変更は廃止措置濃度である12号と前後で3から5号のくみ上げて書いてあって、その業務のうちの施設管理に関する部分を
0:42:47	設備保全たに関するものというふうに書かれてますが、ということはこれ1本の不に関しても、業務が移管されるということなんですけれども、その辺りは先ほどの説明とちょっと異なるかと思うんですが、どうなってんのか説明してください。
0:43:06	中部電力本店のミツオカです。前回のヒアリングのときにも説明しましたけれども、
0:43:14	減少率の値は1秒で発生する廃棄物通にも使うし、参加の部分の運転で発生する廃棄物の処理にも使うっていう共用施設になりますので、共用施設の施設管理については、一夜の第一歩にしていると。
0:43:29	いう書き分けをしておりますので、これは代表点の話し合って突然の根底には資金関係しないということになります。
0:43:40	はい。
0:43:41	波食出張の活動実績は理解しました。答弁があればですね、すみません、今回の回答について、その辺わがかりは前回しゃへヒアリングをその旨記載としていただいたのかもしれませんが、
0:43:57	今回のその確認事項の回答のほうにですね。ええと書いていただければと思いますがいかがでしょうか。

0:44:05	はい。
0:44:09	中部電力ミツオカですとかっちゅうの修正も承知しました。
0:44:14	はい。
0:44:17	ます。
0:44:19	まず、
0:44:20	事項 4、
0:44:22	ツカベさんが何か低角
0:44:27	ちゃんとの確に
0:44:33	そうですか。
0:44:38	いい場所、
0:44:42	原子力規制庁の止野です。ちょっとさっき今、追記してねって話があったので、ちょっと話なんですけど、先ほどのツカベのほうから確認事項 4 の回答の内容が正確じゃなかったんですね。
0:45:00	ということで何かお話が終わったような気がするんですけど。うんであれば、ここは時そのツカベとのやりとりを踏まえて、きちんと正確に書き直していただきたいと思うのですが、いかがですか。
0:45:17	中部電力本店ミツオカです。はい確認用の施設管理の説明について発生とか 11 条で定義した内容を記載して正確にかかったという修正をしたいと思います。それから確認事項の 1.2 番目では
0:45:35	ない要因がさっき言ったんだから設備の保全活動にラインの要員が移動性試験が引き継がれるということをスズキしたいと思います。
0:45:45	以上です。
0:45:48	原子力規制庁の加藤です。それに加えてですね全体ヒアリングで先ほど案件みたいなも前回のヒアリングで回答しましたっていうのがありますけれども、それもですね今回そのえと続説明資料ということで確認事項に関する
0:46:05	耐専回答ということでまとめていただいておりますので、これもその全体の分も含めてですね、
0:46:14	なんかを実績データの拡充していただければと思うんですがそれはだからでしょうか。
0:46:24	中部電力ミツオカです。会議全体としてもう一度確認して前回説明した点で不足してる部分があればスズキしたいと思います。
0:46:36	はい、原子力施設のカトウです。よろしくお願ひします。あと私のほうからですね、今回の資料でなっすいません前回のノポイントの資料の関係になるんですけれども、

0:46:50	そもそも変更の理由っていうのがですね、前回のパワーポイントのほうでほぼ適度に合わせているんだっていうのがあってですね、その中で、その設備保全会移管する予定で創設するのか。
0:47:07	施設管理に関するですね幅広い専門知識がとかりスクの技術を有する経営設備保全開館するというような文言があるんですけども、これも裏を返せばですね、今までの
0:47:23	廃棄物管理課ですか、廃棄物管理課、そこに関しては、この専門的知識だとか技術がなかったというふうに思ってるんですが、そうではなくて、もうちょっと掘り下げたんですね、やはり画像の業務全体の合理化をする、するとか、
0:47:41	なんかそういうもう一歩ずつなんか掘り下げて、変更の理由というのは特にないでしょうか。
0:47:57	中部電力シノハラでございます。おっしゃる当時率の背景に業務全体の合理化っていうのもあって、そういうことで施設管理を集約するという考えもございます。その通りでございます。以上です。
0:48:22	原子力規制庁の加藤です。ということで先ほどの補足説明資料としてこの確認されたな。やっぱやりとりの内容を記載してくださいっていう話を先ほどしましたけれども、今の点もですねその変更の理由です。
0:48:40	前回のパワーポイントに分かれてますが、そののところもう少し今の説明を含めた補足Ⅱで説明していただいたような内容をまず追加していただくという、そういう理解でよろしいでしょうか。
0:49:00	中部電力シノハラでございます。そのようにしたいと思います。
0:49:11	原子力規制庁の確保ですと続けてですね、これも前回のヒアリングのないで確認した内容かもしれませんが、その運転とですね等施設管理の所掌分けることによって考えられる。
0:49:27	教頭、それに対する対策ですかね、その辺りもその補足説明資料としては全体がやりとり等も含めてですね、説明を加えていただければと思いますが、その点はいかがでしょうか。
0:49:48	中部、
0:49:49	中部電力シノハラでございます。資料の補足資料に反映したいと思います。以上です。
0:49:58	また、中部電力ミツオカです。今の点はあろう新たに確認事項として説明したほうがよろしいでしょうか。
0:50:09	合併特例債規制庁の加古です。歩こうがですね、お互いにクリアになるのであれば、そういうまとめ方に変わった部分ですが、
0:50:21	一方、
0:50:22	電力ミツオカれている。

0:50:25	今の点も踏まえて、どういった報告。
0:50:29	次、まとめたほうがわかりやすいかということで考えながら
0:50:33	資料のほうに入ります。
0:50:38	はい。原子力規制庁加藤です。あと続けて同様にですねコミュニケーションやその組織間の連携でデメリットを補うというような説明が全体のヒアリングでもあったと思うんですけども、その場合にですね
0:50:54	具体的にどのように担保するのかというようなところはですね、まとめていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。
0:51:06	中部電力シノハラでございます。了解いたしました資料を作成するために考慮いたします。
0:51:15	以上です。
0:51:17	はい。
0:51:19	はい。原子力規制庁の加藤です。それとあと私の方からですねそうですね。
0:51:28	その保安規定の本店の審査基準というものがあるんですが、その例のですね4という要求事項に関し、対しての適合性に
0:51:39	明日ですね何点か確認したいと思いますが、
0:51:44	1件はですね
0:51:49	保安教育のその実用保安規程審査基準の中で、その実情どうするのが92条の第1項第8号、保安教育に関する部分ですが、これの要求事項としてですね。
0:52:07	共立台車従業員のうち、例えばその放射性廃棄物、とりあえず使い設備に関する業務の補助を行う。協力企業の事業については、平成14年に準じたその保安教育を実施することが定められていることというような
0:52:26	要求事項があるのですが、その要求事項に関しては、今回の業務移管三つに関するですね、景況つい最近ですか。
0:52:38	ないんです。
0:52:41	中部電力シノハラでございますが、ないって考えないと考えております。
0:52:47	以上です。
0:52:51	はい、原子力規制庁の加藤です。それと同様にですね、
0:52:56	必要即92の第1項のほうの第16号A発電所施設の巡視及び点検というところで、
0:53:09	保安活動だけを踏まえて、その設備の対象施設のですね、重水ダンプロック一点検だとかってというような施設管理に関するような要求事項があるんですけども、

0:53:25	これに関しても、今回の読書の影響はないというように理解でよろしいでしょうか。
0:53:34	うん。
0:53:37	中部電力シノハラでございます影響ないと考えてます。
0:53:44	はい、弊社規制庁の加藤です。あともう1点ですが、次の18号のITB六つ放射性IP物のITに関する部分ですけれども、この要求事項の一つに、
0:53:59	放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に関する具体的などDBA運搬に関して云々っていうのもあるんですけれども、この固体廃棄物に関する要求事項になります。これに関しても、今回の市長が多岐にかんしての影響はないと、そういう理解でよろしいでしょうか。
0:54:24	中部電力シノハラでございます影響ないというふうに考えております。
0:54:30	はい、原子力規制庁の加藤です。
0:54:33	今ですね1例として3点ほど具体的に確認させていただきましたが、今言ったようにですねその映像点の審査基準に対してですね、今回の変更が影響があるのかないのかっていう整理ですね。
0:54:50	これ先行の、例えばPWRのプラントなんかですと、その保安規定の審査基準に対して、それぞれ事業者の保安規定の条文が何乗に相当していて、ある変更申請があった場合に変更が、
0:55:07	さっきのかないのかというような整理ですねされてるんですけども同様な整理というのは中部電力としては、スズキされる予定なんでしょうか。
0:55:22	よく検討し、
0:55:28	現状の資料にはまた見てないですけれども、この要望があれば整理しつつ、中部電力ミツオカです。
0:55:37	原子力規制庁の加藤です。要望というのがですね先行例を踏まえた上で、まず事業者としてもですねその網羅的にタンクの変更が今回の変更が保安規定手順に
0:55:55	まず要求に対してですね網羅的に見てますというのは示す上で必要であればあるというような判断されるのであれば、整理したものをですね、人提示していただければと思いますがいかがでしょうか。
0:56:14	中部電力ミツオカです。はい、承知しました。
0:56:19	ですね。
0:56:24	はい、原子力規制庁の加藤です。そちらのほうからは以上になりますが、ツカベさんとか、ミキヤさんから追加で指摘等ございました。
0:56:37	規制庁ツカベです特段ありません。
0:56:40	特にありません。

0:56:44	はい、原子力規制庁の加藤です。
0:56:46	規制庁側からは以上になりますが事業者側から何かございますと、
0:56:58	中部電力本店ミツオカですが、本店からはありません。
0:57:02	どうぞ。
0:57:08	中部電力浜岡シノハラでございます。
0:57:12	時でありますから、資料を止めていくということでよろしいでしょうか。はい。
0:57:25	はい。原子力規制庁の志賀です。香港版のこの保安規定の申請に係るヒアリングについて、内容については概ね確認ができたのかなとは思っています。ただ一方で、今指摘があったように、もしもしくは
0:57:44	中部電力が補足説明資料を一部修正後は、保安規定の審査基準との対比の検討を超えたものを改めて提出するというふうに聞いておりますので、まずその補足説明資料なりを提出をしていただきたいと思います。
0:58:02	で、その内容を我々としては審査で確認をした上で必要に応じてまた別途ヒアリング必要があればヒアリングをさせていただくという形にしたいと思っています。以上です。
0:58:16	はい。
0:58:19	中部電力中部電力シノハラです。ありがとうございます。了解いたしました。
0:58:26	はい。
0:58:30	じゃ、
0:58:32	はい。原子力規制庁の止野です。それではですね、本日の浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請に係るヒアリングをこれで終了したいと思いますが、全体を通じてご発言特によろしければこれで終了したいと思います。よろしいでしょうか。
0:58:56	はい。それでは本日のヒアリングを終了したいと思います。どうもありがとうございましたお疲れ様でした。